

分割投与に関して

今年の調剤報酬改定で、従来からあった分割投与の目的の他にジェネリック医薬品の使用促進のためのお試し期間用として分割投与が加味されました。従来からの分割投与とは少し取り扱いが異なるため少なからず現場で混乱を招いているという相談もあったのでまとめてみました。

分割調剤とは下記の目的に応じて、指定された投与日数を分割して調剤をすることで、再度患者さんに来局してもらい薬を手渡すことです。

【目的】

分割して調剤する目的としては①薬剤の品質確保と②後発医薬品の利用推進があります。

- ①品質確保 ～ 長期処方例で薬品の長期保存に困難さがある場合やその他理由がある場合
- ②後発医薬品の利用促進 ～ 後発医薬品への変更時に患者希望があった場合。お試し使用。

【処方日数のルール】

◇分割した場合であっても、総量は処方せんに記載された用量（内服；日数）を超えてはいけません。

◇第2回目以降の調剤日数は次のような制限があります(保険薬局業務指針 2008 年 73p より)。

「(処方せん上の日数+使用期間の日数) - (初回調剤日と次回の間隔日数)」を超えてはならない
 ☞業務指針の Q&A では処方日を計算に入れず調剤日で計算しており分かりにくいので、全体の調剤できる日数を次回診察にくる上限日などと読み替えると

次回患者が医師に受診すべき日 = 処方日 + (処方箋上の日数 + 使用期間) となります。

☞これから下記の式が導きだせます。

$$\text{2回目時の残日数} = \text{処方日} + (\text{処方箋上の日数} + \text{使用期間}) - \text{2回目処方箋持参日}$$

※以下の事例について考えてみます。

4月3日に10日分の処方せん交付(使用期間4日間)され、
 4月4日に5日分を調剤して薬剤交付したとします。
 従って、残りの調剤日数は5日分となります。

☛次回受診すべき日 = 4月3日 + (10日 + 4日) = 4月17日 (☞この日に薬局に来ても0日投与)

①4月10日に来局の場合

$$\text{二回目の日数} = 4月3日 + (10日 + 4日) - 4月10日 = 7日$$

計算上の残日数5日分は越えられないので5日分の調剤となります。

②4月13日に来局の場合

$$\text{二回目の日数} = 4月3日 + (10日 + 4日) - 4月13日 = 4日$$

13日に来ると全体で4月17日をオーバーするので4日分のみ

③4月17日に来局の場合

$$\text{二回目の日数} = 4月3日 + (10日 + 4日) - 4月17日 = 0日$$

投与日数はゼロで受診すべき日ですよという意味になる。

◇分割後に残った日数分をフルに調剤するための次回来局日の算出方法

$$\text{次回調剤日} = \text{処方日} + (\text{処方箋上の日数} + 4日) - \text{計算上の残日数}$$

上記例ですと 4月3日 + (10日間 + 4日間) - 5日間 = 4月12日

4月12日(当日含む)までに来局してもらえれば残りの日数分を全てお渡しできます。

【算定ルール】

◇調剤基本料

- ①品質確保等のための分割調剤 ～二回目以降、1分割ごとに5点を算定できる。
但し、二回目が他薬局の場合は通常の調剤基本料(40点)を算定する。
- ②後発医薬品利用促進の分割調剤～二回目のみ5点を算定できる。

◇薬学管理料

- ①品質確保等のための分割調剤 ～二回目以降については、薬学管理料のどの項目も算定できない。
- ②後発医薬品利用促進の分割調剤～二回目であっても薬歴管理指導料、薬剤情報提供料(手帳)、後期高齢者薬歴管理指導料については算定できる。それ以外の薬学管理料の項目は算定できない。

【分割調剤済みの処方箋の取り扱い】

処方箋に薬剤師法第26条に規定する事項(調剤量、記名押印、薬局名称・所在地)および分割理由等必要な事項を記入し、調剤録を作成した後、当該処方箋を患者に返却する(⇒処方箋をコピーしておく方がよい)。記入する欄は調剤済みになった時の記載のことを考慮して備考欄でよいと思われま

処方箋の記載に関する法令は下記のとおりです。

【薬剤師法】

第二十六条 薬剤師は調剤したときは、その処方せんに、調剤済みの旨(その調剤によつて、当該処方せんが調剤済みとならなかつたときは、調剤量)、調剤年月日その他厚生労働省令で定める事項を記入し、かつ、記名押印し、又は署名しなければならない。

【薬剤師法施行規則】

第十五条 法第二十六条の規定により処方せんに記入しなければならない事項は、調剤済みの旨又は調剤量及び調剤年月日のほか、次のとおりとする。

- 一 調剤した薬局又は病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
- 二 法第二十三条第二項の規定により医師、歯科医師又は獣医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更の内容
- 三 法第二十四条の規定により医師、歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確認した場合には、その回答の内容

医療薬剤学の講義終了

今年も富山大学薬学部の医療薬剤学を三週にわたり講義をしてきました。今年も例年通り三年生対象でしたが、初の六年制の三年生でした。実は六年制と言っても新四年制50名と新六年制55名の混成授業でして、私に課せられた課題は保険薬局薬剤師の立場から医療薬剤学を語るもので、薬剤師を取り巻く仕事を中心になります。一方では薬剤師を目指す六年制、一方では薬剤師になれない四年制がいるのに同じ場で薬剤師とはどうあるべきでどう進んで行くかという話では学生の授業に対するモチベーションが異なり、混在させるのはよくないのではないかと感じたりもしました。実はこの医療薬剤学は両方の学制にとって必須授業なのです。今後の課題かもしれませんが四年制には選択授業が良いのかもしれません。もっとも今の三年生は10名程度が六年制へ編入されるとも聞いていますし、また大学院を出てからか途中かは分かりませんが実務実習を受ければ薬剤師国家試験の受験資格を与えられるとも聞きました。将来的にはそれもできなくなるのでしょうか、今の学生にとってはまだ道は開けていると言ったところでしょうか。

ちなみにあだちPAS企画専用HPをリニューアルしました(www.adachipas.com)。パスからニュースのバックナンバーもみることができます。